

2017.6

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

「コンピュータウイルス感染」の偽警告に注意

【事例】

パソコンでインターネット検索をしていたら突然警告音が鳴り「ウイルスを検出した」と表示された。警告画面を閉じて音を消そうとしたが消えなかつた。画面に表示された番号に電話をかけて解除してもらい、その費用をクレジットカードで支払つた。

【アドバイス】

一見きちんとしたセキュリティサービスに見えますが、偽の警告かもしれません。警告音を発することで不安をあおつて電話をかけさせ、遠隔操作のソフトを購入させる手口です。クレジットカード情報を知られるだけでなく、パソコン内部の情報をのぞき見される恐れがあります。表示された番号に慌てて電話をせず、まずは消費生活センターに相談してください。

また、パソコンを購入した販売店などに尋ねるなどして信頼できるセキュリティソフトを利用して、ソフ

トウェアを最新の状態にしておくことで予防できる場合があります。さらに独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の公式サイトでは、端末やブラウザごとの解除方法が紹介されています。万が一のトラブルに備えて、事前に目を通しておくと安心です。

コンピュータウイルスは、メールで送りつけられることがほとんどです。実在する宅配業者や通販サイトをかたって、添付ファイルを開くように誘導する場合もあります。不審なメールの添付ファイルは安易に開かないようにしましょう。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



2017.7

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

契約は簡単にやめられません

【事例】

2年前、自宅で新聞の勧誘を受けて契約した。先月から配達が始まったが、もうやめたいと思い販売店に解約を申し出た。しかし、まだ契約期間が残っているからと断られた。消費者から申し出をすればいつでもやめられるのではないか。

【アドバイス】

私たちは生活中で、さまざまな契約をしています。「バスに乗る」「病院で診察を受ける」「コンビニで弁当を買う」など、これらは全て契約です。「契約」とは法的な拘束力が発生する約束のことで、口約束でも契約は成立します。一度成立した契約は、一方的に解消できないのが原則です。契約前に内容を確認し、本当に必要かよく考えてみてください。

事例のような訪問販売は、特定商取引法という法律で契約書面を交付するように定められており、消費者は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で解約することができます（クーリング・オフ）。しかし事例の場合、既に契約から2年が経過しており、簡単にはやめられません。

ただし、勧説方法に問題がある場合や判断能力が不十分な人が契約してしまった場合は、販売店と話し合うことで解決できることもありますので、諦めずに消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

